

ハイライト:

- ・給与支払報告書提出対象者の範囲に注意！
- ・新会社法の施行に伴い役員賞与の会計処理が変わります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
給与支払報告書について	1
役員賞与の会計処理	2

早いものでもう今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は平成18年度分から作成提出範囲が変わる給与支払報告書及び来年の商法改正にあわせて処理が変更される予定の役員賞与について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

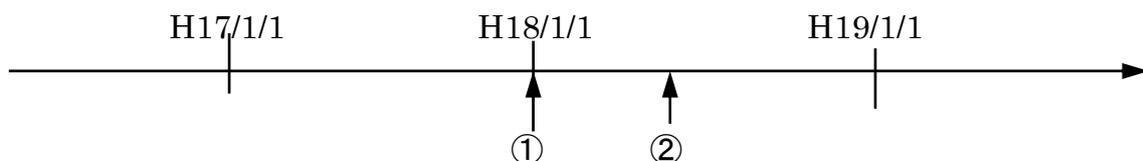


公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香(さいたま事務所)

給与支払報告書について

平成17年度の地方税改正により、平成18年度からは給与の支払合計金額が30万円以上であれば各市区町村へ「給与支払報告書」を各市区町村へ提出しなければいけないこととなりました。



上記①の平成18年1月1日現在、在職している従業員については、給与の支払金額にかかわらず、平成17年度分の「給与支払報告書」を従業員の住所の市区町村へ平成18年1月31日までに提出する必要があることに加え、

②の平成18年度中に退職した従業員については、1/1～退職日までに支給された給料が30万円以上であれば、平成19年1月31日までに「給与支払報告書」を提出する義務が新たに加わったこととなります。

年度中に退職する従業員が発生した場合、源泉徴収票を発行するときに、同時に「給与支払報告書」を提出する必要があるかどうか管理しておく必要がありますのでご注意ください。

なお平成17年度分の給与支払報告書については従前の通りで変更はありません。

適用時期に留意して事務処理を行いましょう。

その他、平成18年度から適用される主な改正点についてふれておきます。

平成18年度の源泉所得税から、いよいよ定率減税制度が半減となります。

(改正前)
所得税額の20%相当額
<上限25万円まで>

(改正後)
所得税額の10%相当額
<上限12.5万円まで>

例: 所得税額が50万円の人の場合、 $50万円 \times 20\% = 10万円 \rightarrow 50万円 \times 10\% = 5万円$ へと税額控除分がダウンします。増税感の強い改正です。

平成18年1月からの源泉所得税額表が変わりますので、給料計算時には気をつけましょう。

役員賞与の会計処理

来年施行予定の新会社法において、

役員賞与は利益処分ではなく、役員報酬の支給と同じ手続きにより支給する方法へと一本化

されることになっているため、定款に役員賞与や役員報酬に関する事項の定めがない場合には、株主総会の決議によって定めることになりました。

(参考: 新会社法 第361条)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下この章において「報酬等」という。)について次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 前項第二号又は第三号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。)

これを受けて、企業会計基準委員会は「役員賞与に関する会計基準案」を公表しました。内容としては

○役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理することになる

○適用後には未処分利益の減少として処理することは認められない

具体的な仕訳として考えられるのは

<ケース1>

役員賞与の金額が報酬総額の限度内に納まっている場合
役員賞与 ** / 未払役員賞与 **

<ケース2>

役員賞与の金額が報酬総額の限度を超えてしまっている場合や
限度額以内であっても改めて 総会の決議を受ける手続きを得る場合
役員賞与 ** / 役員賞与引当金 **

税務上、現行では、役員賞与は損金不算入＝別表加算の取扱いとされています。

会計基準変更に伴い費用処理されることになった役員賞与について、会計基準案が適用された後に、損金としてを認めるか否かは今のところ未定ですが、先日の新聞紙上において上場会社に限定して損金扱いを認める方向で検討が進められているとの報道がありました。

他の税制改正の内容も含めどのように税務上の取扱いが決定されるのか興味深いところです。



中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

1月より さいたま市浦和区岸町

7-1-4細田屋ビル

電話 048-816-6180

に変更予定です。

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。